長浜市告示第１４７号

長浜市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

長浜市長　浅見　宣義

長浜市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第６条第１項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給事業（以下「事業」という。）について、法、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成27年３月27日付け社援発0327第２号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「マニュアル」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、市とし、その援護の事務は長浜市福祉事務所長（以下「所長」という。）が行うものとする。

（対象者）

第３条　事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 給付金の支給を申請する日において、長浜市内に居住している者

(2) 法第３条第１項に規定する生活困窮者であって、施行規則第６条に規定する要件を満たすもの

(3) マニュアルで定める支給要件を満たす者

（支給申請等）

第４条　給付金の支給を受けようとする者は、施行規則第１３条に定める申請書にマニュアルで定める書類を添えて、所長に提出しなければならない。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、所長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、給付金の支給に関して市長の定めるところにより行われた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。